

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する 説明会の開催について



日頃より、本県の土木行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。宮城県では、近年頻発する土砂災害に備えるべく、国の方針に基づき、土砂災害の発生するおそれがある地形の斜面等を新たに抽出し、より詳細な調査（以下、「基礎調査」）を実施しています。

この度、加美町においてこの基礎調査を行ったところ「土砂災害の危険性が高く、新たに土砂災害警戒区域等に指定する必要がある箇所」が新たに90箇所確認されました。つきましては、その詳細について、宮城県北部土木事務所のホームページにて公開させていただいております。併せて、この調査結果等について、直接住民の皆様にご周知するため下記の日程で説明会を開催することといたしましたので、ご案内いたします。

○土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定予定箇所数

市町村名	土石流		急傾斜		地すべり		合 計	
	指定済 箇所数	指定予定 箇所数	指定済 箇所数	指定予定 箇所数	指定済 箇所数	指定予定 箇所数	指定済 箇所数	指定予定 箇所数
加美町	26	13	11	77	5	0	42	90



宮城県
北部土木事務所HP

※行政区毎の指定予定箇所数は裏面をご覧ください。

○説明会の日時と会場について

【宮崎会場】

日時：令和8年7月21日（火）18時から 会場：宮崎公民館（創作研修室）

【小野田会場】

日時：令和8年7月22日（水）18時から 会場：やくらい文化センター（小会議室）

【中新田会場】

日時：令和8年7月23日（木）18時から 会場：広原地区公民館（2Fホール）

○ご都合により説明会へご出席いただかず、内容についてのご説明を希望される場合は個別に対応させていただきます。お手数ですが下記担当者まで別途お問い合わせください。

○お問い合わせ先について

担当者：宮城県北部土木事務所 河川砂防第一班 櫻井、氏家
住 所：大崎市古川旭四丁目1番1号大崎合同庁舎5階
お電話：0229-91-0736
メール：nh-dbkks1@pref.miyagi.lg.jp

○土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定予定箇所数（行政区毎）

【中新田】：上多田川上 行政区(4箇所)、上多田川下(2)、白子田(3)…計9箇所

【小野田】：月崎(2)、東鹿原(1)、南鹿原(1)、北鹿原(6)、下区(1)、小野田城内(1) 味ヶ袋(5)、芋沢(1)、門沢(1)、漆沢(13)…計32箇所

【宮崎】：東川北(6)、北川内(5)、西川北(4)、米泉(3)、鳥嶋(2)、根岸(6) 本郷(1)、柳沢(3)、東町(5)、下小路二(2)、上小路一(2)、西原(2) 切込(6)、北永志田(1)、寒風沢(1)…計49箇所

【土砂災害警戒区域とは？】

宮城県では、土砂災害防止法※に基づき、土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）から県民の生命を守るため、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を行っています。

○土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害によって、住民に危険が生じるおそれがある区域

災害情報の伝達や避難が早く出来るように、市町村により警戒避難体制の整備が必要となります。（地域防災計画、土砂災害ハザードマップなど）

○土砂災害 特別 警戒区域(レッドゾーン)

建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

一定の開発行為について県知事の許可が必要となることや、居室を有する建築物（住宅など）の構造規制が義務づけられます。

参考資料

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

